

SOS ニュース

暮らしに役立つ法律知識 Q&A 【3】

※ お金を貸した友人が行方不明に・・・

Q 友人にお金を貸しました。返してほしいのですが、行方が分からず連絡も取れません。支払いを求めるには、どうしたらよいのでしょうか。

A 相手方が行方不明であっても相手方に差し押さえることのできる財産があれば、訴訟を提起し、判決を得たうえで、相手方の財産を差し押さえ、そこから支払いを求めることができます。

裁判の手続きでは、相手方に反論の機会を与えるために裁判関係書類を相手方に届けることになっています。これを送達と言います。しかし、行方不明者に対しては、通常を送達をすることができません。そのため、相手方が行方不明場合には、実際には届いていなくても、裁判関係書類が相手方に届いたことにする「公示送達」という手続きをとり、これにより訴訟を進めていくことができます。

公示送達による場合、実際には裁判関係書類が届いていませんので、相手方は裁判に欠席することになります。そして、相手方は裁判で反論もしないことになりますので、ほとんどの場合で勝訴判決を得ることができます。もっとも、判決を得ても差し押さえることのできる相手方の財産がなければ、現実にはお金の回収は難しいでしょう。

なお、相手方の所在がつかめないと置いておくと、消滅時効により貸金債権が消滅してしまう可能性があります。消滅時効の期間は、通常の民事上の貸金債権であれば10年間、商事上の貸金債権（企業間の取引など）であれば5年間です。また、特別にそれより短い消滅時効期間が定められていることもありますので、よく確認する必要があります。

以上

（産経新聞掲載：（法テラス）暮らしに役立つ法律豆知識）

* 詳しくは、弁護士法人の弁護士やSOSの司法書士などの専門家に相談するとよいでしょう。